

令和5年度 第1回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

令和5年6月8日（木） 10:00～12:00

2 開催場所

札幌市役所本庁舎14階 入札室

3 出席者

(1) 委員

中川委員長、杉浦委員、西村委員、松村委員、山上委員

(2) 札幌市職員

税務・契約管理担当局長、財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、交通局総務課長、水道局総務課長、病院局経営企画課長、他10名

4 次第

(1) 開会

(2) 報告事項

ア 政府調達協定の対象契約について

イ 参加停止措置状況について

ウ 工事等発注状況について

エ 工事検査について

(3) 令和5年度委員会開催予定について

(4) 閉会

5 審議概要

(1) 報告事項

ア 政府調達協定の対象契約について

【委員】随意契約の一般サービスの32番に「基幹系—インフラ提供サービス業務（第三期）」とあるが、「第三期」の意味は何か。

【札幌市】基幹系情報システムを継続稼働させるため、契約満了時点で契約を切り替えており、それを期として分けている。

【委員】切り替えのタイミングで一般競争入札はできないのか。何期まであるかわからないが、ずっと同じ事業者と随意契約をするということか。

【札幌市】システムを構築した事業者以外からの役務の提供が困難であるため、随意契約を継続していくことになる。

【委員】随意契約の一般サービスの16番の給付業務や、20番のプール清掃業務等は、特定の者にしか役務の提供ができない理由がわかりにくい。どういう理由があるのか。

【札幌市】個別の発注内容については把握していないため、後日確認して報告させていただく。

【委員】システム関係の調達は随意契約となることが多いと思うが、病院局で発注しているシステム関係の役務は一般競争入札で行っている。同じシステム関係の役務だがどういう違いがあるのか。

【委員】同じく、システムの保守や改修でも随意契約にしているものとしていないものがあるが、どういう基準で分けているのか。

【札幌市】本市では、システムの性質に鑑みて、設計書等の情報を公開して一般競争入札に付すことができるものは、可能な限り一般競争入札で行う方針としている。個々のシステムの性質については後日調査の上での説明とさせていただくが、一般的にはこうした方針による違いがあるものと思われる。

イ 参加停止措置状況について

【委員】燃料費等の高騰により当初契約価格での電力供給が履行不能として契約解除が1件、2者で4か月となっている。予測できないことで履行不能となっているところ、4か月の参加停止というのは重いのではないか。

【札幌市】燃料費等の高騰を背景としているが、契約としてはそうしたリスクを織り込んだ上で金額を提示されている。その金額で供給できない以上、契約上は契約の相手方の都合による解除とせざるを得ず、

契約違反に対する参加停止となる。

【委員】昨今の燃料費の高騰は通常起こるレベルを超えていたので、その事態を通常と同じ形で機械的に当てはめるのは抵抗を感じるということもある。

【委員】他の委員の意見とは異なるが、これは先物のような契約をしているものである。原価が下がればそれによる利益を全て得られるが、今回はその逆になったというだけである。それで履行不能ということであれば、契約解除をして、4か月の参加停止措置となることもやむを得ないと思う。

【委員】前回の参加停止措置から1年未満にまた参加停止となっている事業者がいる。このように参加停止を頻発させる事業者に対して、より厳しい措置を与える仕組みはあるのか。

【札幌市】この事業者の場合は、参加停止の期間が通常の数倍と長くなるペナルティーがあった。一方で、参加停止を頻発させることを理由とし、競争入札参加資格者名簿から削除するという措置はない。参加停止期間を長くすることでペナルティーを重くしている。

【委員】参加停止の理由ごとの期間は、どういう基準を設定しているのか。

【札幌市】国のモデルに沿って札幌市で基準を定めている。実際の判断にあたっては、過去の事例も鑑みて決定している。

ウ 工事等発注状況について

【委員】測量業務と設計業務のくじ引き入札の割合は下がってきているが、一方で平均入札参加者数も減少してきている。くじ引き入札が減少するのはいいことであるが、参加者数が減少していることは問題ではないか。参加者数の減少について、原因を把握しているか。

【札幌市】人手不足や法令による時間外労働の制限により、事業者の受注できる本数が減少しているという話は伺っている。

【委員】工事では人手不足がより深刻だと思うが、工事ではそれほど参加者数が減少しているわけではないように見える。

【札幌市】工事の事業者についても同様の状況だと思うが、その影響が

まだ顕著には出ていないものと思われる。

【委員】発注者からアプローチするのは難しい問題であるが、入札参加者数が減少すると、落札金額が上昇しないかという危惧がある。

【札幌市】工事の内容による。大型工事で難度が高いものであればそもそも最低制限価格に張り付くという状態ではない。生活道路の工事など、施工可能な事業者が多数いる価格帯の工事については、未だに競争が激しく、多数の事業者が最低制限価格で入札しているので、参加者数が多少減ったとしても、直ちに落札金額が上昇していくとは考えていない。

【委員】来年の4月から建設業者にも時間外労働の上限規制が適用されるが、民間の工事だと、従前どおりの営業計画がありそのまま進めざるを得ないので、どうしようか悩んでいるという話を聞く。公共工事においては、工期についてどのように考えているのか。

【札幌市】本市では、フレックス制度（余裕期間制度）を導入している。工期を柔軟に延ばすことができるようにすることで、事業者が受注しやすいようになっている。また、国でも適正な工期設定の考え方が示されており、建設業界からも適正な工期設定について繰り返し要望を受けているので、本市としても十分配慮した工期設定で発注している。

【委員】今説明のあった対策は、上限規制開始後でも対応できる対策であるという見通しか。

【札幌市】お見込みの通り。

エ 工事検査について

【委員】ゼロカーボンの推進に向けた取組というものには、どんな取組があるのか。

【札幌市】ソーラー発電による仮設資材の使用、LED照明の採用、バイオディーゼル燃料の使用、低炭素型の建設機械等の使用といった取組がある。

【委員】低入札価格調査要領に基づく検査というものは、とてもよい仕組みだと思う。検査の結果、指導したという事例はあるか。

【札幌市】強く改善指導をしなければならないものはないと思う。検査

員の経験等に基づいて、ダンピングが起きないようにという視点でチェックしている。

【委員】下請業者への支払い状況については、2次下請、3次下請まで確認するのか。

【札幌市】施工体制台帳に載っているものについては全て確認する。

【委員】下請業者への支払い状況については、全般に行うものではなく、低入札の案件に限定されているということか。

【札幌市】お見込みのとおり。低入札の案件については、ダンピングの懸念があるため、特化した検査をしている。

オ 全体を通して

【委員】随意契約について懸念がある。随意契約理由を公表するというのは透明性確保の手段の1つではあるが、それとは別に組織内部からの自浄作用のような仕組みがあってもよいのではないか。

【札幌市】発注部局の中で資格審査委員会を設けている。その中で、発注課以外の課の役職者も入って、これは本当に随意契約でいいのか、一般競争入札でできないのかという議論を行っている。その結果、実際に一般競争入札になるケースもある。

【委員】以前、市の中で特定の職員に権力が集中し、その人が指名業者を選んでいて問題になった事例があったと思う。権力集中があると、委員会形式にしても形骸化してしまうのではないか。これについてどのような対策をしているか。

【札幌市】資格審査委員会については、不正防止を目的として設置されており、事務職、技術職、衛生職等、多様な職種の職員が合議形式で議論している。不正があれば、当然業務的にも多大な影響があるし、社会批判も浴びることになるので、合議体としては常に批判的な目で運営されていると考えている。

(2) 令和5年度委員会開催予定について

今年度の委員会開催予定について決定した。

(3) 閉会

次回の抽出工事等の選定は、杉浦委員が行うことを決定し、閉会した。